

第 2 6 回
太平洋広域漁業調整委員会
議事録

平成 2 9 年 3 月 3 日
水 産 庁

1. 日時：平成29年3月3日（金） 12：58～15：01

2. 場所：コープビル 第3会議室

3. 出席委員

【会長】

学識経験者 松岡 英二

【都道府県互選委員】

青森県 二本柳 勝

岩手県 大井 誠治

宮城県 畠山 喜勝

福島県 松野 豊喜

茨城県 大川 雅登

千葉県 塩野 健

東京都 有元 貴文

神奈川県 宮川 均

愛知県 船越 茂雄

三重県 掛橋 武

和歌山県 木下 吉雄

徳島県 中野 憲次

愛媛県 佐々木 護

大分県 小野 眞一

宮崎県 中島 耕成

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 本間 新吉

漁業者代表 鈴木 廣志

漁業者代表 壁谷 増光

学識経験者 山川 卓

学識経験者 高成田 亨

4. 議 題

- (1) 太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について
- (2) マダラの資源管理の検討状況について
- (3) 太平洋クロマグロの資源管理について
- (4) 平成29年度資源管理関係予算について
- (5) その他

12時58分 開会

○事務局（竹越） お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第26回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

私、事務局をお預かりしております、水産庁管理課の竹越でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、海区互選委員のうち、北海道の川崎委員、静岡県宮原委員、高知県の志磨村委員の3名が、そして大臣選任委員のうち、野崎委員、石田委員、清水委員、清家委員の4名が事情やむを得ずご欠席されておりますが、委員定数28名のうち定足数である過半数の21名の委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします同法第101条の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは松岡会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○松岡会長 皆さん、こんにちは。

一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、年度末という大変お忙しい中、この第26回太平洋広域漁業調整委員会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また本日は、水産庁からも多数の方々にご臨席をいただいております。まことにありがとうございます。

今月は、東日本大震災から6年が経過しております。これまで大変多くの方々のご尽力によりまして、例えば水揚げもかなり回復してきているという話もお聞きするわけでございますけれども、ただ、一部の地域ではまだ十分ではないというところが多数ございます。復興、創生の取組がさらに加速化するようにご祈念申し上げます。

本日の委員会でございますけれども、太平洋南部のキンメダイの委員会指示、マダラの資源管理の検討状況、太平洋クロマグロの資源管理が議題として用意されております。

特に、クロマグロの資源管理の問題は、皆さんご承知のとおり、新聞紙上で最近非常に大きく取り上げられておるわけでございます。漁業関係者だけではなくて、多数の方々が大変関心を持っておられる問題でございます。

本日の委員会では、委員の皆様方からいろいろと活発なご意見をいただきながら、しっかりとした議論をいただき、当委員会としてもこういった資源の管理の向上に向けて、しっかりと努めてまいりたいと、かように考えております。委員の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、座って議事を進めさせていただきますのでお許しいただきたいと思います。

それでは、本日は水産庁からご臨席いただいております皆様を私のほうから紹介させていただきます。

まず、水産庁の太田審議官です。

○太田審議官 太田でございます。よろしくお願いします。

○松岡会長 黒萩漁業調整課長。

○黒萩漁業調整課長 黒萩でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡会長 藤田管理課長です。

○藤田管理課長 藤田です。よろしくお願いします。

○松岡会長 加藤資源管理推進室長です。

○加藤資源管理推進室長 加藤です。よろしくお願いいたします。

○松岡会長 それでは、続きまして本日ご出席をいただいております水産庁の太田審議官から、委員会の開催に当たりましてご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○太田審議官 ありがとうございます。

本日、26回太平洋広域漁業調整委員会の開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

まず、委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席ありがとうございます。

私、去年の4月から資源管理部審議官を拝命しております、その関係でいわゆる中西部太平洋まぐろ類委員会、WCPFCと申しておりますけれども、その政府代表を務めております。

もう少し具体的に言いますと、太平洋クロマグロの国際交渉を担当しておりますので、後ほどちょっと国際的な動きもご説明したいと思います。よろしくお願いいたします。

先ほど、松岡会長からもご紹介がありましたけれども、今年は東日本大震災から6年が経過するというところで、この大震災で非常に多くの方が亡くなられて、水産業も多大な被害をこうむったわけでございますけれども、これまで水産庁も全力を尽くして復興に努めてきたわけでございますけれども、今後とも復興、再生が加速するような形で、被災者の方の意見に耳を傾けながら最大限努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日、松岡会長からご紹介がありました、大きく分けて3点あるわけでございますけれども、クロマグロにつきまして簡単にお話をさせていただきたいと思っております。

クロマグロの問題、私も非常に難しいと思うのは、国内問題であって国際問題であるところだと思います。私は役所に33年間勤めていますけれども、かなりの部分を国際交渉にかかわってきておりました。ただ、今までやってきたというのは、基本的には遠洋漁船、カツオ、マグロとか、底びきとか非常に大きな船で、漁船の数も限られていて、今回のクロマグロと比べると管理も比較的簡単だというようなものだったわけですが、太平洋クロマグロの場合は沿岸漁船だけで2万隻を超え、定置だけで1,800あり、それに加えてはえ縄やまき網があって、各業種が獲っている魚の大きさも違えば時期も違っていると、年によってどこの海域にどの魚が回ってくるかもわからないという、非常に難易度の高い魚種だと思っています。

そういう難しさがあるわけですが、一方で、申し上げましたように国際漁業でもあるわけでございまして、次の水産白書の中で1つ特集したいと思っているのが、国内漁業と国際漁業との境目がだんだんなくなってきていることです。今までは国際漁業はこれです、国内漁業はこれですということで分けて考えたわけですが、例えばクロマグロにしてもそうですし、サンマにしてもマサバにしても、国内漁業と国際漁業の境目がなくなってきて、今までと同じ発想ではなかなか漁業は管理ができなくなっているというところが、最近、非常に顕著になってきておまして、白書の中でもそれを取り扱いたいと思っているわけですが、そういう意味でクロマグロも国際漁業ということで、やはり国際的に決まったことは守らなければならないということがありまして、それをいかにして国内で実施していくかということで、非常にいろいろと問題があるわけです。

問題があるんですけれども、決まったことをやっていかなければいけないということで、皆さんで知恵を出し合って、どういうやり方がいいのかということを経過2年間、いろいろ試行錯誤しながらやってきたわけですが、引き続き、どうやってやったらいいかという話をよく相談しながらやっていきたいと思っております。

その観点から、後でご説明ありますけれども、日本定置漁業協会を中心としたメンバーの方が対案を作成していただいて、定置網でとれ過ぎた場合にどうするのかということを考えてくださったわけですが、これも解決策の1つとして高く評価したいなと思っております。後ほど担当から説明がありますけれども、前向きにご議論いただければと思います。

それと、一方で先ほども会長からも話がありましたけれども、クロマグロの違反操業、未報告の話が最近非常に新聞紙上を騒がしておりますけれども、水産庁から各都道府県に

お願いした全国調査の状況のご報告とあわせまして、委員会として違反者への処分方針を定めるなど、厳正な対応ができるようにしたいと考え、後でお諮りすることにいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

この違反の話ですけれども、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、WCPFCの下部機関である北委員会というのが毎年福岡で開催されていたわけです。去年の8月末に福岡でやっていた会議の中で1つ問題になったのが、韓国が小型魚の枠しか持っていないにもかかわらず、大型魚を460トン獲ってしまったということでありまして、これに対して日本は韓国に対してどういう管理をしていたんだと、今後どうするんだというような話もしまして、韓国も改善措置をとって、かつ、獲り過ぎた分については全部ではないですけれどもお返ししますという話に落ちついたわけですが、当然のことながら、今年の8月の北委員会では日本が同じようなことを言われることになるだろうと思います。

それに対して、何が起きたのか、なぜ起きたのか、これからどうするのかという話をしっかり説明していかないと、今後、WCPFCの中でクロマグロを漁獲するということがなかなか厳しくなっていくと思いますので、そこはよく皆さんとも相談しながら説明できるようにしていきたいというふうに思っております。

それと、当然、管理するということは漁獲を我慢しなければいけないわけですが、それによって漁業者の方が当然、経済的な損失をこうむるわけですが、それにつきましては漁業共済に積立ぷらすという形で、これに加入していただいて、少しでも経済的な悪影響を緩和していただければと思いますので、引き続き加入の促進についてよろしくお願いしたいと思います。

それと、ちょっと長くなりますけれども、国際会議に行っていて私が強く思うのは、例えば去年の12月の、後でまた説明しますが、WCPFCの会議に行くと、皆さんが何とおっしゃるかということ、太平洋クロマグロは絶滅危惧種で、もうほとんど、このままいったら絶滅しちゃうんじゃないかみたいなことを皆さんおっしゃるわけです。ところが日本に帰ってくると、いやもう、あちらこちらにクロマグロがあふれていて、これを獲るなというのは難しいよ、というような声を漁業者の方から聞くわけです。この国際社会の認識と国内の認識のギャップが余りに甚だしいので、これをどうするかということが非常に大きな問題で、これは、1つは資源評価と現場の認識というのは、必ずギャップが出て、時間的なずれもあって、今の資源評価というのは2年前のことまでしかわからないんです。そうすると、当然のことながらその2年間の間に魚が増えると、資源が悪いというふうに

思っている人と、現場の人は資源が良いと思っているという、こういう非常にギャップが出てきて、このギャップをできる限り縮めたいとは思っているんですけども、現在の科学ではなかなかそこがすぐに縮まるような話にはならないということで、資源が増え始めたときというのが一番しんどいわけです。

そこは、去年とか一昨年というのは、部分的には獲れた場所もあったかもしれませんが、全体としては枠内に収まっていたわけです。去年から今年にかけての状況というのは、全体的に獲れ始めたので、全体の枠も超えてしまう危険性があるという状況になっているわけですね。

ここで我慢しないとまさにだめ、簡単に言うと辛抱しどきでございまして、そんな簡単に言うなおっしゃるかもしれませんが、そこは国際的な交渉をやる立場からすれば、何とか我慢していただいて資源が増えるのをとにかく待っていただくしかないと言いがございませぬので、その辺についてはよろしくお願いします。

そういう状況でございまして、これまでは自主的な措置で管理をしてきたわけですが、なかなかそうもいかななくなっているということで、後でまた説明がありますけれども、TAC制度に移行して、やっぱりみんなで決めたことを守らなかった人に対しては罰則を科すというような形にしないと、全体として公平な制度にはならないのではないかと、というふうに思っております。

すみません、マグロばかり話してしまって長くなりましたけれども、ほかにも本日はキンメダイなどの議題がございまして、皆さんから活発な意見を出していただきまして、また我々もそれを参考にして、これからの方策を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○松岡会長 太田審議官、ありがとうございました。

それから、私のほうからお知らせでございまして、報道機関の皆様の冒頭のカメラ撮りはここまででございまして、以降の撮影につきましてはお控えいただきたいと思っております。

それでは、続きまして配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局（竹越） 事務局です。それでは、配付資料を確認させていただきます。

まずは、本日の議事次第、左どめホチキスになったものが1冊でございまして、それから、キンメダイから始まる、ちょっと厚い左でホチキスどめの資料、これがきょうの資料が全て入っております。それともう一つ、参考資料でクロマグロの広域漁業調査委員会指示を

参考資料でもう1個つけておりますので3部ございます。会議の途中でも構いませんので、落丁等ありましたら、おっしゃっていただければ新しいものと交換いたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○松岡会長 皆様、よろしいでしょうか。

それでは、議事に移ります前に、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人を選出する必要があります。事務規程によりまして私から指名させていただきます。

都道府県互選委員からは、大分県の小野眞一委員、農林水産大臣選任委員からは本間新吉委員、お二方に本日の委員会にかかわる議事録署名人をお願いいたします。どうかよろしく願いいたします。

それでは早速、議題1の、太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について、に入らせていただきます。こちらは、これまで継続的にこの委員会で発動しております委員会指示に関する議題でございますので事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（竹越） それでは、お手元の資料1-1です。「太平洋広域漁業調整委員会指示第二十六号（案）の概要」でございます。

会長からございましたとおり、キンメダイの例年の委員会指示でございます。

キンメダイですけれども、関係する漁業が、まず1つが太平洋の公海を対象としました大臣許可、それから各県管轄海域におけます漁業権あるいは知事許可というもののほかに、我が国のいわゆるEEZ内におきまして、自由漁業になっております。

このEEZ部分の自由漁業に関しまして、委員会指示という形で委員会の承認制という形にさせていただきたいと思っております。具体的には、お手元の資料の下のほうに日本地図の一部がございます、この斜線の部分が本委員会指示の対象でございます。

いわゆるポケット公海がございますけれども、この部分は大臣許可という形になります。この斜線の部分につきまして、例年、委員会指示で定めているというものでございます。

指示の本文をもとに変更点をかいつまんで申し上げますと、まず発出の日付が、本日の日付、平成29年3月3日と変更してございます。それから操業承認につきまして、規制海域において平成29年4月1日から平成30年3月31日までというこの部分。それから有効期間を平成29年3月3日から平成30年5月31日までとしてございます。有効期間に関しましては、委員会指示は全ての委員会で共通しまして、漁獲実績、漁獲成績報告書を出していただく関係で、後ろを一、二カ月多目にとらせていただいておりますが、実質的には、先

ほど申しました操業の承認期間の4月から3月になってございます。

それから、あわせましてこの委員会指示は、ちょっと後ろのほうにまいります、参考資料にございますとおり、キンメダイ漁業に関しましては底刺し網の漁業者さんと底立はえ縄の漁業者さんで合意を平成14年11月にさせていただいています。

こういった操業ルールの漁業者間のルールがございますので、これ踏まえた上で、委員会指示で運用させていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○松岡会長 ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご質問、ご意見がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

この議題は、先ほどご説明がありましたように毎年発動している委員会指示でございます。皆様、十分ご承知の内容でございます。変更点も日付のみということでございますので、特にならぬようでしたらお諮りしたいと思います。

本件、委員会として、太平洋広域漁業調整委員会指示第26号を発動することと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松岡会長 ありがとうございます。

また、あわせまして今後の事務手続上、部分的な修正、文言の訂正等につきましては、私にご一任いただきたいと思いますが、あわせてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松岡会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうでは委員会指示についての事務手続を進めていただきたいと思っています。

続きまして、議題2に移らせていただきます。

議題2は、マダラの資源管理の検討状況について、ということでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木資源管理計画官 水産庁の鈴木です。座って失礼させていただきます。

お手元の資料、右上に資料2と記載されているものをお開きいただければと思います。

マダラの資源管理の検討につきましては、これまでも皆様からご意見等をいただきながら進めてきているところですが、前回のこちらの委員会におきまして、今後の進め方といたしまして、マダラについては、現在、資源水準は高位にあるものの、過去に大き

く変動してきたという性質があることを踏まえまして、このように変動する資源の状況に応じた資源管理の必要性というものについて関係者のご理解をいただく必要があることから、TAC管理だけでなく、必要に応じてインプット・コントロールでありますとか、テクニカル・コントロール、こういうものも含めた資源管理の基本的な考え方を整理し、取りまとめますということを前回ご報告させていただいておりました。本日は、この基本的な考え方についてご報告申し上げます。

それでは、資料の中に沿ってご報告させていただきます。

まず、1点目でありますけれども、先ほど申し上げた内容と重複いたしますが、資源管理の必要性についてでございます。我が国におきまして、マダラについては漁獲量が多く、また広い範囲にわたって多様な漁法が利用している重要資源の1つであります。現在、その資源水準については高いものの、中期的には資源が大きく変動していることから、安定的な利用を図るため、資源管理の高度化を図っていく必要があるだろうと考えております。

続きまして、資源管理の考え方でございます。現在、マダラの資源管理については、主に地域、例えば浜ごとでありますとか、または都道府県、こういった地域、または漁業種類ごとに、公的にまたは自主的にインプット・コントロールやテクニカル・コントロールが行われております。

これらの管理措置については、地域や漁業種類によってさまざまであることから、中長期的に資源の安定的な利用を図っていくため、資源管理の高度化といたしまして、1点目といたしまして、資源評価について評価精度の向上でありますとか、資源状況に対する関係者の理解の醸成に向けた取組を進めるとともに、資源管理措置について資源の状況、並びに漁業及び資源管理の実態を踏まえ、親魚の安定確保でありますとか、TAC管理の活用を含む統一的な措置の検討を進めるといふふうに整理させていただきました。

続きまして、裏面をごらんください。こちらは資源評価の情報を海域ごとに一覧にまとめたものでございます。

隣接国の水域とまたがって分布しているような群れを除きまして、例えば漁獲量の大きい北海道周辺の太平洋側については資源量の推定はまだできていない状況でありまして、仮にTACを実施するとすれば、このような海域の資源評価というものはさらに高度化していく必要があるだろうと考えています。

また、これまでの調査などにおきまして、多くの沿岸漁業でもマダラは漁獲されておりました、その中でも必ずしも、マダラを狙っている、専獲ではないものも相当あることが

明らかになってきておりまして、このような点も踏まえますと、海域ごとの状況を踏まえた資源管理手法の組み合わせというものを行っていくことが必要であると考えています。

最後に、表面に戻っていただきまして冒頭の部分になりますが、このような基本的な考え方をもとに、関係者の皆様のご意見を十分に聞きながら、引き続き検討を進めていきたいと考えています。検討状況につきましては、適宜、本委員会にご報告させていただき、また皆様からご意見等をいただきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○松岡会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明についてご質問、ご意見等がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

高成田委員。

○高成田委員 2点ほど伺いたいののですが、1つはTAC管理について、前回のときにはかなり前向きという感じがしましたが、今回のご説明では、資源管理が難しいということで、TAC管理についての姿勢は変化したのですか、という質問です。

それからもう一つは、この後ろの表を見ますと、太平洋岸は漁獲量がかなり多いところですから、ここを重視して管理していくべきだと思うのですが、小型魚あるいは未成魚を残すためには、努力目標ではなく具体的にどんな方策を考えているのか、という質問です。

○松岡会長 ありがとうございます。

2点ご質問がありましたけれども、事務局、お願いいたします。

○鈴木資源管理計画官 どうもありがとうございます。

まず、TAC管理の方向の姿勢あるいは考え方についてですが、資料にもありますけれども、マダラについては漁獲量が多く、また広い範囲で獲っていること、また、資源も変動してきておりますので、資源の減少局面においてできるだけ持続的に、また増加局面においてもできるだけそれを長続きさせるといったような、資源の変動を緩和していくという観点ではTAC管理も十分に機能するだろうと考えておりまして、このことから、TAC管理が必要ではないかという点の姿勢については変わっておりません。

また、2点目の未成魚の話でありますけれども、資源評価で数量の管理以外の管理方策というものが提言されておりまして、その内容を抜粋したものがこちらになるのですけれども、その未成魚の管理を、この資源の評価の提言に沿って、どのようにやっていくのかという点については、こちらの基本的考え方にもありましたが、浜ごとに、または漁業種

類ごと、都道府県ごとに資源管理措置が行われているところでもありますので、それらを踏まえながらこれから議論していくものだと思います。

以上です。

○松岡会長 T A Cに関する姿勢は変わっていないと、こういうことでございます。よろしいでしょうか、今の回答で。

そのほかの委員の方々、何かございましたらお願いしたいと思います。特にございませんでしょうか。

それでは、先ほど事務局のほうから説明がありましたように、このマダラの資源管理については、今後とも随時、検討状況をご報告いただくということでよろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

それでは続きまして、議題3でございます。太平洋クロマグロの資源管理についてということでございます。少しこの議題、非常に重たい議題でございますので、進め方についてご説明をさせていただきます。

先ほどから、審議官からもご説明がございましたけれども、新聞等で大変大きく取り上げられているわけがございますけれども、昨年7月から9月にかけて、長崎県の対馬で、日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員会指示による承認を待たずに操業した疑いのある事案が発生いたしました。

それを受けまして、水産庁で全国調査をかけられたとお聞きしておりますので、まず、この全国調査の概要等の説明を事務局からお聞きしまして、質疑応答を交えながら、続いてこの事案を受けての当委員会の対応ということで、委員会としての処分方針案についてご審議をいただきたいと考えております。

そして最後に、太平洋クロマグロ資源状況と資源管理の対応状況について、これも事務局から説明をしていただくという段取りで進めさせていただきますと思います。

それでは、まず長崎県で発生いたしました事案の内容と、同様の事案の有無について各都道府県に対しまして水産庁が調査を行われたようでございますので、その中間整理について事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局（竹越） それでは、お手元の資料3-1「太平洋クロマグロの資源管理の遵守・徹底に関する調査について（中間整理）」でございます。

まず、長崎県の事案の概要についてでございますが、1番の経緯で、昨年11月下旬に対馬の沿岸漁業者におきまして、承認を受けずに沿岸クロマグロ漁業を営んでいるのではな

いか、といった情報がございましたので、私と、本日も出席しております管理課長の藤田、それから担当職員が対馬のほうにまいりまして、12月6日から9日にかけて現地で調査を行い、組合長さんや漁業者さん、40名以上の方にお会いいたしまして、それぞれヒアリングを行いました。

概要といたしましては、3番の結果概要にありますとおり、無承認が疑われる事例ということで31名の方にお話をお伺いしましたが、表の中にございます1番で「違反の疑義等がある事例」ということで、該当者が16名、約12トンということでございました。

それから、(2)漁協を通じた漁獲量の未報告ということで11漁協。対馬は12漁協あるんですけれども、このうちの11漁協で30トン余りの未報告がございました。

具体的な事例として、3つ漁協の名前を挙げてご説明いたしますと、まず、厳原漁協についてでございますが、ここは集計漏れによる過少報告ということで、近隣の漁協に養殖用種苗の水揚げがされていたのですが、その把握がうまくいっていなかったというものでございました。

続いて上対馬漁協で、無承認の漁獲に関しましてほかの魚種名、具体的にはビンナガとなっておりましたけれども、ほかの魚種名で整理いたしまして県に報告していなかったものでございました。

それから、豊玉町漁協では、逆に無承認の漁獲を別の承認者の方に上乘せをして報告をしていたと。いずれも不適切な事例であったということでございます。

これに先立ちまして、長崎県のほうで我々が対馬に行った調査の以降も、引き続き調査をしておりまして、2月28日に長崎県が県として、資料にはつけておりませんが、プレスリリースという形で発表をしております。

それによりまして、今回の先ほど申しました無承認の方は16名となっていたんですけれども、1名ふえまして17名と、漁獲量で申しますと同じ12トンというふうに聞いております。

それから、今申し上げました漁獲量の未報告に関しましては11漁協で、この資料では30トンということでございますが、実際には34トンというふうに発表がなされております。

そのほか、長崎県本土や五島や壱岐といったところでも長崎県が調査されまして、このほか11トン余りあったということでございました。

長崎県においては原因究明という形で、県としても指導が十分に行き届いていなかったという点、それから当該漁協に関しましては、今般の原因究明と再発防止について、漁協

理事会に諮り、組織決定の上、漁協職員及び関係漁業者まで周知徹底を図ることを改めて文書で県から通知をしたということでございます。

それから、県によりまして定期的な浜回りを通じて、各漁協における再発防止の徹底に努めていくといったような内容が、2月28日に県のほうでプレスリリースとして報告されてございます。

続きまして、三重県の事例でございます。

三重県は、承認を受けていた6名の漁業者が、伊豆の大島のほうで操業されていたということで、カツオの群れの次にマグロが来て、クロマグロの操業をされたと。このとき実は、三重県のほうでは操業自粛要請が出されておりましたが、県でも、漁協のほうでも連絡をとっていただいて、船のほうに操業のほうを自粛いただくよう要請したんですけれども、なかなかうまく意思疎通ができず、結果としては50トン余りが水揚げされてしまったといった事例でございました。

こういったものを受けまして、全国調査ということで長崎県や三重県での事例を受け、39の沿海地区、長崎県、三重県も含め、いま一度、水産庁資源管理部長から各水産部局の県の水産部長に対しまして調査を依頼したということでございます。

結果が、2番の調査結果の概要に記載してございますが、長崎や三重のほかに、まず委員会指示に基づく承認を受けていないところが1県、これは静岡県でございましたが1.5トン。それから漁獲量の未報告、報告内容の誤りということで7県というものがございました。

静岡県の無承認でございますけれども、1漁協で漁業者4名、約1.5トンということでございます。ほか、他県では漁業者による自家消費分の未報告があったり、あるいは他港水揚げ分の未報告があったり、報告遅延があったり、もしくは漁協さんの集計ミスがあったりと、こういった事例が報告されているところでございます。

それから、欄外の米印でございますが、この調査は実は昨年12月22日に県に対して行ったものでございますけれども、その調査の時点で既に県のほうでしっかりと対応していたものでございまして、3点ございます。まず、茨城県では水揚げ量の報告遅延があったほか、神奈川県では県の操業自粛要請の連絡が十分に行き渡っていなかったこと、それから熊本県では熊本県籍が長崎の対馬で操業したもので4.2トンが報告していなかった、といった事例があったということでございます。

各県では、原因究明をしっかりとっていただいて、やはり真面目に取り組んでいる漁業者

の皆さんからすると、こういったことがありますと資源管理体制そのものに影響がございますので、この後、処分と方針案等ともご審議いただきますけれども、しっかり我々としましても対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松岡会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明によりますと、長崎県の対馬の案件のほか、当委員会の管轄海域では静岡県で当委員会指示による承認を持たずに操業を行った漁業者、それから三重県では県の漁獲枠を超過してもなお操業を続けた漁業者がおられたということでございます。

その静岡県で、未承認操業を行った漁業者は、南駿河湾漁協の所属であったと聞いておりますけれども、その組合長を務めていらっしゃる藪田組合長、それから静岡県の担当課長が本日この会場に来ておられるということでございます。

また、三重県において、操業自粛要請後もなお操業を続けた漁業者というのは三重外湾漁協の所属であったと聞いております。その三重外湾漁協の理事を務めていらっしゃる掛橋委員、それから三重県の担当課長が本日この会場におられますので、今回、後ほどの委員会の対応、処分方針についてご審議いただくわけでございますけれども、その前に、その検討の参考としまして関係者の方から発言の機会を設けたいと考えております。

三重県と静岡県の関係者の方から、この委員会で発言をお願いしたいと思っておりますけれども、そういう対応をとるということで委員の皆様よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○松岡会長 ありがとうございます。

それでは、発言のための席を事務局のほうで準備をしていただきますので、関係する方はそちらのほうにご移動をお願いしたいと思います。しばらくお待ちいただきたいと思っております。

それでは、席の準備ができたようでございますので、最初に静岡県の事例につきまして、関係するお二方からご発言をいただきたいと思っております。お願いいたします。

○藪田組合長 どうも皆さん、こんにちは。静岡県の南駿河湾漁協組合長の藪田と申します。よろしく申し上げます。

このたびは、当組合員4名がクロマグロの漁獲承認前に、クロマグロを目的とした操業を行い、全体で約1.5トンのクロマグロを漁獲したことに対し、深くお詫びを申し上げます。

す。大変申し訳ございませんでした。

今回の違法操業に至った経緯ですが、昨年10月下旬に沿岸クロマグロ漁業承認の申請を行った際、本来の許可期間は本年1月1日からであるにもかかわらず、すぐに操業ができるものと思い込んでしまい、期日前に操業をしてしまいました。

また、今回は県から指摘を受けるまで、この事実が気がつかなかった点や、一部の指導担当職員への教育が不足していることを原因とし、漁業者への誤った情報提供がなされてしまいました。

南駿河湾漁協は、平成25年1月に近隣の4漁協が合併してスタートした漁協であります。指示、報告体制が十分に機能していなかったことに責任を感じております。

このことを受け、再発防止策を検討いたしました。まず、漁協の役職員に対しましては、クロマグロの資源管理と報告義務の重要性を再度確認させるとともに、指示、報告体制の見直しを行いました。また、漁業者に対しては、沿岸クロマグロ漁業承認者リストを公表し、漁業者みずからが相互に違反操業を監視、防止できるような体制にいたしました。また、現状のクロマグロ操業自粛を遵守できるよう、注意事項等を漁業者に指導するとともに、毎月の理事会においてクロマグロ漁獲状況を確認することといたしました。

また、今後の課題として、漁業者が直接販売する可能性のある仲買人組合、流通業者、飲食業界等へもこのようなクロマグロ制度について周知していくことも重要と考えております。国、県のご協力を賜れば幸いです。

今後は、このような不祥事を二度と繰り返すことのないように、国、県のご指導をいただきながら再発防止に向けて、役職員一丸となって取り組んでまいります。

以上、お詫びと報告とさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。

○松岡会長 続きまして、静岡県課長さん、ご発言をお願いします。

○森課長 静岡県庁の水産資源課長の森でございます。

このたびは、本県の漁業者によります未承認による漁獲、あるいは未報告事案の発生につきまして、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしました。本当に申し訳ございませんでした。

県のほうで、今回の事案の原因を調査してまいりました。1つは漁業者のクロマグロ資源管理制度への理解の不足、また、県あるいは漁協の漁業者に対する周知徹底不足が主な原因ではないかというふうに考えているところでございます。

つきましては、県といたしまして漁業者へ説明するときにわかりやすい資料を作成する、

あるいは必ず説明しなければいけない漁業者をリストアップして、その漁業者に対する説明を徹底して行う、あるいはリストアップしたものを漁業者だけでなく漁協等にも周知を図ってまいりたいと、そのような対策を講じることで今後の再発防止に努めて参りたいと思っております。

今回はいろいろ大変なご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

○松岡会長 ありがとうございます。

続きまして、三重県の事例についてご発言をお願いしたいと思います。

掛橋委員、お願いいたします。

○掛橋委員 三重の掛橋です。このたびは、三重県漁船によるクロマグロ、小型魚の漁獲により、水産庁を初め、関係都府県の皆様には多大なるご迷惑をおかけいたしました。まことに申し訳ありませんでした。

また、県による操業自粛要請中にクロマグロ、小型魚の漁獲にかかわった6隻は私が理事を務める三重外湾漁協の所属船であることから、漁協役員としても謝罪させていただきます。すみませんでした。

三重外湾漁協としましては、今回の操業自粛要請中の県外での漁獲について、操業状況及び漁獲実績の把握が遅れたことにより、漁業者への指導が遅れ、結果として53.3トンという多量の漁獲につながってしまったことを重く受けとめ、当該6隻については、沿岸クロマグロ漁業の承認を廃業するように指導を行いました。6隻の船主は本件について深く反省し、廃業届を提出させていただきました。

本件に関しまして、漁協の指導不足、並びに漁協職員及び漁業者の認識不足により起こったことであり、県による漁協職員等を対象とした説明会を開催していただき、漁業者に対しては委員会指示に関する説明資料を全承認者に配布することで、委員会指示の再周知をしていただきました。漁協としましては、このようなことが二度と起こらないように、漁業者に指導を徹底していくこととしております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上です。このたびは、まことに申し訳ありませんでした。

○松岡会長 続きまして、三重県の課長さんのほうからお願いします。

○永濱課長 三重県庁で水産資源課長をしております永濱と申します。

このたびは、関係都府県の皆様、水産庁の皆様、漁業者の皆様をはじめ、当県の漁獲により多大なるご迷惑をおかけし大変申し訳ありませんでした。

そもそも7月に管理期間が始まって以降、定置網、中型まき網などでの漁獲が積み上がって、そもそも当県に与えられている枠、22.7トンでございますけれども、それを大きく超える漁獲がございました。9月の段階で、超えたことを受けまして操業自粛を当然、県内の漁業者に行いました。当然そのことによりまして、太平洋南のブロック内のグループの皆様にご迷惑をおかけしておる中で、さらに11月に当県の漁業者、ここにいらっしゃいます掛橋委員の外湾漁協の漁業者6名が三重県内ではなく静岡県で操業し、カツオに混じってクロマグロが獲れたので水揚げをしたということにつきまして、自粛要請を受けている中、関係都府県の漁業者の皆様にご迷惑をおかけしている中でこのようなことが起こってしまったことにつきまして、大変申し訳なく思っております。

当該漁業者につきましては、自粛要請があったということは認識しつつも、あくまで自粛要請であるというあたりで、自粛に関するクロマグロの資源に関する認識の甘さ、自粛要請に対する認識の甘さが原因であったということはあるかもしれませんが、漁協の職員の指示、それは当然県の行政の指導の不足ということでございますので、この場をお借りいたしましてお詫びを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

先ほど、掛橋委員からもお話がありましたとおり、当該漁業者に関しましては廃業届を出しておりますし、今回の承認制の期間に関しましては、承認申請を出してきたとしても承認は認めないという方向で取り扱うこととしております。

今回、当県の漁業者によりまして、多大なる関係都府県の漁業者の皆様、関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことにつきまして、改めてお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

以上でございます。

○松岡会長 ありがとうございます。

ただいま静岡県、三重県の関係の方から一連のご説明をいただいたわけでございます。この件につきまして、ご質問、ご意見等それぞれ委員の皆さんからございましたらお願いしたいと思います。

どうぞ。

○中野委員 クロマグロの分配方法を、見直してはどうでしょうか。1県だけ例年以上に獲って、ほかの県はろくに水揚げしないうちに操業自粛となり、私たちも弱ってしまいました。もう少し平等性のある分配方法をお願いしたいと思います。

○松岡会長 今のご質問に関連して何かございますか。

○木下委員 和歌山県ですが、今、徳島県さんが言われたことと同じですが、クロマグロをTAC魚種に追加することは賛成ですが、サンマやスルメイカなど、既存のTAC魚種と同じ扱いとなることを望みます。つまり、零細漁業には管理枠を若干量としていただきたい。和歌山のひき縄や定置網の漁業形態は昔から何も変わっていませんが、現在、操業自粛により約半年間、獲ることができません。カツオが不漁の中、漁師にとっては死活問題です。この問題はブロック別の管理方法が原因なので、この枠組みを変えてほしいというのが和歌山の漁師の切実な願いです。よろしくお願いします。

○松岡会長 ご意見ありがとうございます。

まず、最初に議論をしたいのは、この両県の事案に関する当委員会としての対処方針を、まずご審議いただきたいと思えますけれども、とりあえず今の話についてご回答いただけますか。

○藤田管理課長 後の議題に具体的にありますけれども、ご承知だとは思いますが、第2管理期間におきましては、第1管理期間の反省を踏まえまして、定置網につきまして全国で共同管理というものを導入いたしました。

恐らく第3管理期間に向けまして、どういう形で管理をするのかというのが現実的かというのを、恐らく地区ごとに、あるいは県ごとにお考えになっていることと思えます。

それを踏まえまして、今のブロックのあり方とか、あと目標とする数量を単県で管理するのか、どこかの県とグループを組んで管理をするのかというのをご検討いただいた上で、どのように第3管理期間に望むのか、ということでアンケートのお願いを各県あてにしておりますので、今いただいたご意見につきましては、恐らくそのブロックの中で管理していると、ほかの県の漁獲が進んだ場合に自分のところは操業が要するに窮屈になっちゃうというようなことだと思いますので、その部分についてどういう形が自分のところの県として管理がしやすいか、というのをご検討いただきたいと思えます。

一方で、全部、公的規制として数量を決めてしまいますと、漁獲量の変動を吸収できないものですから、そのあたりは漁協というか地区ごとの漁業関係者の中の取り決めで、期間別の目標値を設けるのか、地区別の目標値を設けるのかということで、うまく管理をしていただくということを同時並行的にご検討いただきたい、というように考えております。

それとあと、若干量の扱いの問題でございまして、これまでのマグロの説明でもお話をしておりますとおり、個々の漁業者の漁獲は少なくとも、クロマグロにつきましては小型魚の沿岸の方の漁獲を積み上げますと、かなりの量になってしまいます。

これを今のイワシ、アジ、サバと同じように若干量として扱って管理をすると、恐らく今の漁獲状況からすると、国際約束を果たすことができないのではないかとということで、自主的な取組の中で管理の工夫をお願いしてきたという経緯がございます。

ですから、ご要望の趣旨は理解できますけれども、経営に与える影響のほうは引き続き、積立ぶらすをうまく活用していただくということと、あと管理の仕方については、今漁期の漁獲状況をよく分析をしていただいて、できる限りうまく管理できる形を一緒になって考えていきたいと、そのように考えております。

○太田審議官 ちょっとすみません、補足させていただきます。

我々もできることであれば、沿岸零細漁業を規制の対象外にできればいいと思っております。まして、太平洋クロマグロの歴史を見ると、当初は日本もそういう主張をして、沿岸零細漁業というのは規制の対象外だったわけです。

ただ、今、藤田も申し上げましたけれども、太平洋全体で見た場合、沿岸の零細漁業の資源に与える影響というのは全体の3割を占めるようなものになっておりまして、ここがなかなか難しいところで、個々の漁業者は獲っている量が自分は少ないので全体像は見えないわけですが、先ほど言いましたように2万隻とか、定置であれば1,800とかあるわけですから、全部合わせると全体の3割のインパクトを与えているという、これは非科学的にそのような検証がなされておりますので、3割のインパクトを与えるものを除くのはおかしいのではないかと議論が生まれて、私の記憶では、東でクロマグロを獲っているメキシコのほうから、何で沿岸零細漁業がこんなにインパクトがあるのに除いているんだという意見が生まれて、結果的に沿岸零細も含めた管理をとらざるを得なかった、という経緯がございます。

それと、もう一つ、一部誤解があるようですが、大西洋のクロマグロは沿岸・零細漁業が除外されているんじゃないかとかいうことをおっしゃる方がいらっしゃいますが、そんなことはございません。大西洋のクロマグロでも、沿岸漁業でクロマグロを獲っている人はすべからず漁獲管理の対象になっておりまして、唯一あるのは大西洋では基本的に30キロ未満の魚をとっちゃいけないことになっておりますが、一部の沿岸零細漁業に関しましては6.4キロより大きい魚を獲ってもいいと、ただ、6.4キロ以下の魚はとにかく誰も獲ってはだめですと、かつ、沿岸零細漁業が獲ったものは、すべからずTACというか漁獲の報告対象となって国の割り当てから差し引かれる、ということが決められてございます。

このように、太平洋クロマグロの資源状況が悪い中で、3割ものインパクトがある沿岸

漁業を除くことは、難しいことであるをご理解いただきたいと思います。

○松岡会長 それでは、ちょっと議論を戻しまして、先ほどの静岡県、三重県の事例についてのご質問、ご意見等ございましたらお受けしたいと思いますけれども、いかがでございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、静岡県、三重県の関係者の皆様、もとの席にお戻りいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、委員会としての処分方針案について審議をお願いしたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（竹越） 事務局です。

お手元の資料「太平洋広域漁業調整委員会指示第25号（沿岸くろまぐろ漁業）9に基づく違反者への対応及び処分方針について（案）」をもとにご説明いたします。

まず、委員会指示の本文からご説明させていただきたいので、別冊の参考資料をご覧ください。

まず「承認の取消し」ということで、委員会は、承認を受けた者が、これは漁業法で決まっているんですけども、この委員会指示に従わなかった場合は、まずは委員会が指導いたしまして、その後、どうしても指導に従っていただけない方に関しましては、委員会が農林水産大臣に対して、委員会指示に従っていない者がいるということで命令を出してくださいと、裏づけ命令と我々は呼んでおりますが、申請を委員会がいたします。

そして、大臣からその者に対して、委員会指示を守りなさいという命令を出すと。その命令に違反した場合は、漁業法に基づいて1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金、もしくはこの委員会指示に関しては、7番にありますとおり、承認の取り消しというような処分になっております。

今回は、この部分は委員会が全て行うことになっておりますので、こういった事案が起きたときに毎回委員会を開いてご審議いただくことになってしまいますので、ここを具体的にどのように手続を踏んでいくかという点を本日はご審議いただきたいと思いますということでございます。

それから、9番の「その他」に、この指示に関して必要な事項に関しましては「委員会が別に定める」となっておりますので、この「別に定める」というのに基づいて、先ほど申し上げました「委員会指示第25号9に基づく違反者への対応及び処分方針」というような形になっております。

それでは元の資料にもどってご説明をさせていただきます。

1番に関しましては、今回まさに長崎県の対馬などで行ったことですが、まず（1）で今回の事案のような疑義情報、こういったものがあつた場合は、速やかに事務局から会長にご一報いたしまして、関係県の水産部局を通じて調査をさせていただきたいと考えております。

1番の（2）にまいりまして、この調査の結果、会長に報告をいたしまして、必要と認められた場合は、会長名で当該違反の疑義のある者に指導文書を出して、しっかり守りなさいという指導をさせていただいて、後日、当委員会に報告をさせていただきたいというふうに思っております。

そして、その後、万一、こういった指導にも従っていただけない場合に関しまして、2番の「対応・処分基準」の（1）でございますけれども、上記の指導にもかかわらず、指導に従わないと見込まれる場合、それから再度違反が確認された場合、これに関しましてこの表のとおり対応・処分というのをさせていただきたいとしております。

具体的には、まず①で、承認を受けずに沿岸クロマグロ漁業を営んだ、いわゆる無承認操業に関しましては、先ほどのとおり漁業法にのっとりまして、委員会から農林水産大臣に裏づけ命令の申請をするという形をとらせていただきたいと考えております。

ただ、先ほど申したとおり、委員会が機動的に対応していくためには、委員会はなかなか皆様のご出席をいただいていたら難しい場面もございますので、表の下のほうに米印で薄い字ではございますが、裏づけ命令の申請に係る手続、これに関しましては会長または会長代理にご一任をさせていただきたいと。そして裏づけ命令の申請をさせていただいて、その場合は後日、委員会に報告すると、こういった事務手続をとらせていただきたいと思っております。

あわせて、②、③でございますが、漁獲実績の虚偽報告、あるいは報告遅延、報告がなかったと、こういったものに関しましても指導に従っていただけない場合は、大臣の裏づけ命令の対象とさせていただきたいと考えております。

その上で、大臣命令が下つた後、さらに違反を犯した場合、④でございますけれども、当委員会としては承認を取り消すという形をとらせていただきたいと思っております。

それから2番の（2）、下のほうでございますけれども、ここはこういった裏づけ命令を受けた者とか、当委員会の承認を取り消された者に関しまして、当委員会指示では新規承認は行っておりませんが、現行で承認を受けている方から引き継ぐという形で承継申請

については認めておりますので、例えば申請が処分をされた翌日にあった場合、なかなかやりにくいものですから、このようなケースでは1年間、承認を行わないということを決めさせていただきたいというふうに考えております。

27ページでございますけれども、上のほうの(3)です。こういったいろんな事例は想定しておりますが、万一にも違反が悪質と認められるような場合、例えば我々が指導に行っている段階でも違反をしているとか、指導にも全く耳を傾けていただけないと、こういった場合に関しましては違反が悪質ということで、書面により委員の皆様の方の半数の同意を得まして、もう指導ではなく、すぐに大臣の裏づけ命令の申請というのをさせていただきたいと。これに関しましては、後日、委員会に報告をさせていただきたいというふうに考えております。

3番の処分に関する手続でございますが、こういった処分がございますと、基本的には聴聞という形で処分予定者から弁明と申しますか、そういった疑義に関しまして申し開きの場というふうなものを設ける必要がございますので、その手続を(1)から(4)まで定めております。こういったものを行いまして、委員会として処分をしていくというような形をとらせていただきたいと思いますので、よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○松岡会長 ありがとうございます。

ただいま、違反者への対応及び処分方針案について事務局からご説明をいただいたわけでございますけれども、この件に関しましてご質問、ご意見等ありましたらお願いしたいと思っております。

いかがでございましょうか。

なかなか非常に詳しい内容で、私なんか読んでみても最初はよくわからなかったんですけども、地域に漁業調整をやっておられる方は非常になれておられるかと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

○高成田委員 すみません、よくわからないのでちょっと説明していただきたいのですが、今回のこれは、三重県等の、いわば違反があったということで審議しているということですね。

○松岡会長 事務局、お願いします。

○藤田管理課長 委員会指示そのものは、もともとは皆様方が守るということを前提に発出されております。一方で、今回そういう事態が生じたので、もし今後、仮に同様の事態が生じた場合に、委員会として速やかに手続ができるように、その手続についてあら

はじめ皆様のご了解を得たいということでお諮りするものでございます。

○高成田委員 わかりました。具体的に今回の事例についての処分ということではないわけですね。

○松岡会長 ありがとうございます。

そのほかの委員の皆様、いかがでございましょうか。

○本間委員 これは当委員会に限った決まりごとではないですよ。他の2つの委員会でも同じ内容ということですか。

○松岡会長 お願いします、事務局。

○事務局（竹越） 2月15日に、日本海・九州西広域漁業調整委員会がございまして、そちらでも議決をいただきまして、今日は太平洋広域漁業調整委員会、来週3月8日に瀬戸内海広域漁業調整委員会を予定しておりますので、そちらでも同様の内容をご審議いただく予定としております。

○松岡会長 ありがとうございます。

そのほか、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまご説明のありました処分方針に関します内容について、この席でお諮りするということ、お諮りして承認いただいたということ、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○松岡会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの処分方針に関します今後の事務手続、進める上で、事務手続上の部分的な修正、文言の訂正等につきましては、会長のほうにご一任いただきたいと思えますけれども、あわせてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○松岡会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうでは、この処分方針についての事務手続を進めていただきたいと思います。

それでは、引き続いて議事を進めさせていただきます。

次に、太平洋クロマグロの資源状況と資源管理の対応方向について、事務局からご説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○太田審議官 資料3、「太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について」と書か

れた資料がございますので、それに従って説明させていただきます。

2部構成になっていまして、最初が「太平洋クロマグロを巡る国際情勢について」というところで、そこは私が説明いたしますが、その後、「国内の管理の方向性について」というところは藤田のほうから説明いたします。

まず、中西部太平洋まぐろ類委員会、通称WCPFCと呼んでおりますが、これの年次会合の結果についてご説明申し上げます。

昨年12月にフィジーで行われたわけですが、そこでの結果が書かれております。1番目としましては、昨年8月に開催されましたWCPFCの下にある北小委員会の合意事項が採択されたということで、その合意事項とは何かと言いますと、「現行措置において、小型魚の枠から大型魚の枠へ振り替えることを可能とする」と。これは、小型魚を獲るより、同じ量を獲るなら大型魚を獲ったほうが資源によろしいということで、こういう措置が入ったものでございます。

それと2番目の話として、「養殖活動について、データ収集を強化する」という話。

それと、3番目がちょっとわかりにくいんですけども、ちょっと下のほうを、スライド2のほうを見ていただきたいんですけども、「国際的な決定事項（2017年）」とありますけれども、ここに（1）中西部太平洋として3つ書かれておりますけれども、今、我々が目指しているゴールというのは、この①に書かれております親魚の資源量を2024年までに60%以上の確率で歴史的な中間値まで回復させることを暫定回復目標とすると。この歴史的な中間値というのは、およそ4万1,000トンですけども、今年は2017年ですから、あと7年間で4万1,000トンまで回復させるということになります。

ただ、これはあくまでも暫定回復目標でございまして、その後の目標を決めましょうという話でございまして、ついでにご説明申し上げますと、②と③につきましては今の措置でございまして、30キロ未満、いわゆる未成魚の小型魚の漁獲量を2002年－2004年平均水準から半減すると。30キロ以上については同じ水準から増加させないという、これが現行の措置でございまして。

それで、上のほうに戻っていただきまして、さっきの長期管理方策でございまして、さっきご説明しました暫定回復目標を達成した後でどうしようかという話を今年の北小委員会で決めましょうということで、2030年までの次期中間目標と書いてございますけれども、これを作成しようということでございまして。

そのために、北太平洋まぐろ類国際科学小委員会、ISCというのがありますけれども、

これが太平洋クロマグロの資源評価を行う機関でございますが、ここで必要な科学的な検討を行ってもらって、その結果を議論するための関係者会合、ステークホルダー会合と呼んでおりますけれども、これを4月25日から27日に東京の三田会議所で開催するということになっております。

ここまでで済めば良かったわけですがけれども、先ほど私、冒頭の挨拶で申し上げましたが、国際会議に行くと、皆さんが太平洋クロマグロの資源状況が非常に悪くて絶滅危惧種だというふうに、非常に懸念をしております、その去年のフィジーの会議で言われたのは、太平洋クロマグロの資源がこんなに悪いのに、この程度の管理でいいんですかと、追加的に何かしなくていいんですかという話を、太平洋の島嶼国とかヨーロッパのほうから言われまして、議論した結果、2に書いてありますように、WCPFCより北小委員会に対して、もうちょっと、やりようを考えてくださいという要請が来たわけです。

その内容は、遅くとも2034年までに初期資源の20%まで資源を回復させる保存管理措置を策定すべきと。この初期資源というのは、これも誤解があるんですけども、漁業が始まる前の資源ではなくて、下のほうに米印で書いてありますけれども、資源評価上の仮定を用いて、漁業がないとした場合に理論上、資源がどこまでふえるかというのを推定した数字でございます、計算の仕方によっていろいろ変わるんですけども、さっき暫定回復目標が4万1,000トンぐらいと言いましたけれども、この初期資源の20%というのは12万トンぐらいなので、その暫定回復目標に達してから10年間でさらに3倍にしろというようなことを言われているわけです。

それともう一つは、緊急ルールを策定すべきと。これは何かというと、加入量、これは対象となるサイズの魚の数というふうに思っただけであればいいですけども、生き残って漁獲の対象になるということですが、この加入が著しく少なかった年が続いた場合に、緊急的に管理措置を強化しろという緊急ルールを策定すべきであるということで、これらの検討のためにISCに対して、その加入量の著しい低下と、低下に伴ってどういうリスクがあるのかということを検討してくださいということをお願いしております。

上のほうで2030年と言いながら、こちらでは2034年となっているので、どっちなんだという話もあるかもしれませんがけれども、それも含めて関係者会合で議論してやっていくことというふうに理解しております。

続いて今後の国際会議の予定ということで、4月25日から27日ですがけれども、ISCの太平洋クロマグロに関するステークホルダー会合ということで、これは日英の通訳が入り

まして基本的にいろんな関係者の方にご出席いただいて、国際的な議論とか、ISCがやったいろんな科学的な検討の結果なんかもお聞きしてもらって、皆様の意見を言っていたきたいと思っておりますが、いかんせん会議場のキャパシティに限度がございますので、二百数十名程度だったと思いますが、その申し込み数がそれを超えたときはなるべく多くの分野の方に出席してもらうように分野ごとの出席者の数を制限させてもらうことがあるかもしれませんので、ご了承いただきたいと思います。

水産庁のホームページにいても、申し込みの仕方が書いておりますので、ご興味のある方はご覧ください。

それと、7月にIATTC、これは全米熱帯まぐろ類保存委員会ですけれども、これは太平洋の東部のクロマグロの議論をここですることになっておりまして、太平洋の東部では実際にはメキシコがほとんど唯一の漁獲国で、アメリカが若干獲っていますけれども、これは日本周辺と同じ資源でございますので、西側だけじゃなくて東側でもきちんと管理をしていただかねばならないということで、ここでも保存管理措置について議論されることになっております。

それから8月末から9月にかけて、WCPFCの北小委員会、これはずっと日本で開催してきたものですが、去年の会議のときに日本以外でもやりましょうという話が出まして、今年は韓国、来年はまた日本ですけれども、今年は韓国の多分、釜山になると思いますけれども開催されます。

そのときに、東側のIATTCとの合同作業部会を開催して、太平洋全体でどうしようかという話を議論することになっております。そのときに、さっき言いましたような暫定目標を達成した後の次の目標をどうするかとか、そういう話を決めることになっております。

その結果を踏まえまして、12月にWCPFC本体の年次会合がフィリピンで開催されますので、北小委員会で決まったことがなるべくスムーズに年次会合でも通るように、関係国といろいろ議論を重ねていきたいというふうに思っております。

私からは以上です。

○松岡会長 引き続き、藤田課長からお願いします。

○藤田管理課長 続きまして、国内管理の方向性につきまして、31ページの上のスライドをごらんください。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、沿岸漁業につきましては、7月を起点とい

たしまして1年間という形で管理をしております。上のそのスライドにありますように、まき網につきましては既に第3管理期間に入っておりますけれども、第3管理期間は沿岸のほうは今年の7月からということで予定をしております。

昨年の第2管理期間、7月からは、第1管理期間におけるいろいろな取組の皆様方の意見も踏まえまして、下のスライドにございますように、これはそれぞれ意向を確認させていただいた上で、定置網の共同管理の枠48.1トンを設けさせていただいております。ここが一番新しい部分ではないかと思われまます。

次のページをごらんください。上のほうでございますが、17の道府県の方にご参加をいただいております。ただ、17道府県が一斉にといいますか、何の目標値もなく獲り続けることになると、なかなかうまく管理がいかないということで、一応サブグループということで、東と西でグループをつくって管理をしようということで、横の連携をとりながら進んでいる状況でございます。

続いて、皆様、現場で感じていらっしゃるかとは思いますが、多くのブロックで漁獲が進んでおまして、あとは日本海北部とか、定置網の共同管理が若干枠を残しておりますけれども、ほかのところは枠がほぼ上限に達していたり、事実上、超えているというような状況まで漁獲が進んでいるということでございます。

それぞれの警報とか自粛を実際に出した状況というものが、次のページの上のスライドに載っておりますので適宜ごらんいただければと思います。

続いて、今回のような先ほど報告がありました調査の結果を踏まえまして、こういうことが漁獲量の未報告とか報告内容の誤りを改善するので考えられるのではないかとということで、まとめさせていただいた表でございます。

1つは、今回特にございましたのは、ふだん漁場形成がないというか、漁場形成があって、獲っていない方がクロマグロを獲りにいったと。それで、その近くの港に水揚げしたということで、いつも水揚げしているところじゃないところに水揚げしてしまったものですから、そういう他港の水揚げ分がうまく把握できなかったというのがございました。

それは、漁業者の方がふだん水揚げしていないところに水揚げするのであれば、それを漁協にちゃんと報告するのか、あるいは漁協間でちゃんと水揚げが来るように手配をするとかというようなことが必要であろうということでございます。

さらに、要するにミスといいますが、そういうものはちゃんとマニュアル化するなり、二重チェックをするなり、漁業者の方にはちゃんとルールを周知徹底するというようなこ

とが必要だろうということで、改善方向としてまとめさせていただいております。

次のページをごらんください。先ほど申し上げましたように、現在、この第2管理期間までの漁獲状況というものを踏まえまして、第3管理期間に向けて、どういう管理がよろしいでしょうかということ、各都道府県の方とはいろんな機会を通じて話し合いをさせていただいております。

単県管理か共同管理課のメリット、デメリットについてでございますが、都道府県で単独で管理する場合は、わかりやすいといえますか、管理がある意味、自分のところの中で狭い範囲でできますので、顔が見える世界でやりやすいという部分があると思うんですけれども、一方で、マグロが非常に気まぐれと言ったらあれですけれども、漁獲状況の見込みがいつもと同じような形になりませんので、漁場形成の変動を受けやすいということになります。

都道府県で共同管理をするということになりますと、これが逆の形になりまして、メリット、デメリットが逆の形になると。

定置網の共同管理につきましては、特にメリットといたしましては、やはり全国のなかなか管理しにくい定置につきまして枠とすることで、その変動を吸収しやすいというところがメリットなんだろうというふうに考えております。

それで、冒頭、審議官のほうからもちょっと言及がございましたけれども、日本定置網漁業協会のほうでご検討いただいた枠組みでございます。

定置網におきましても、当然いろんな種類といえますか、時期というのがありまして、上のスライドの定置網の主漁期と書いていますけれども、結構クロマグロがとれる時期というものがある定置がございます。こういった定置におきましては、ある程度やっぱり目標値を決めたら、それが守れるように網起こしの回数を減らすとか、休漁をするということ、漁獲枠が守れるように努力をしていただくと。

その他の時期につきましては、混獲の概念に近いだろうと思えますけれども、そういうときには、できるだけ逃がせるものは逃がす、採捕を抑制できるように努力をしていただくというようなことを考えております。

ただ、こういう取組をしていただいたといたしましても、ブリとかサケとかの定置が主漁期にクロマグロが散発的に入ってきてしまって、積み上がってしまうというときには、日本の4,007トンを守るために、どうしてもそれを超えてしまったというときには、ほかの漁業種類の方に、申し訳ないけれどもそれを調整してもらえませんかという話をせざるを

得ないということですので、そういうことも覚悟の上で取組をしようということ
で、まとめていただいたものがございます。

あくまでも、先だって水産政策審議会の資源管理分科会でも議論がありましたけれども、
それぞれ定置の中では定置として与えられた枠を一生懸命守る努力をするということが前
提になっております。

続いて、各都道府県で当然、公的な枠組みといたしまして数字を決めるほかに、漁業者
間でどういう形で管理をするかと、柔軟性のある形で管理をするかということで、協定の
作成を検討中のところがございますということで、その検討状況のご紹介をさせていただ
いております。

こういったものを、少なくとも第4管理期間の来年の7月には、もう全部、一そろえし
てT A C管理に臨みたいというふうに考えております。

次のページが、もう既にご承知だとは思いますが、クロマグロを昨年から試行期
間ということでT A C制度の試験的な実施みたいな形でやらせていただいておりますけれ
ども、これを今、パブリックコメントをやっておりまして、海洋生物資源の保存及び管理
に関する法律の政令を改正いたしまして、クロマグロをT A C対象魚種にしまして、来年
の1月からはスタートできるようにということで準備をしているという状況でございます。

それと、一番右の17というスライドの番号のところの近くにありますように、今年、委
員会承認も更新をいたしました結果、平成29年1月現在で2万2,557隻の承認船がいると
いう状況になっております。

次は、37ページでございますが、ここがございますように、先ほどの審議官の説明とも
ちょっと重複いたしますけれども、今現在、第3管理期間の基本計画ですとか都道府県の
計画の検討を皆様方とさせていただいております。5月、6月にはその案をちゃんとま
とめて、7月からの第3管理期間の開始に臨みたいということで作業をさせていただ
いております。

例年のとおり、8月ぐらいには全国会議をやって、それで北小委員会に臨むのかなとい
うことで心づもりをしているということでございます。

ちょっと駆け足でございましたが、私の説明は以上でございます。

○松岡会長 ありがとうございます。

ただいま太田審議官と藤田課長から、それぞれクロマグロに関する国際的な環境は非常
に厳しいというお話、それから国内対応としましてはT A C管理を来年1月に向けて検討

しているというご説明がございました。

委員の皆様方から、ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

○高成田委員 この国際会議における、北小委員会と全体委員会とで考え方がかなり違うように思います。全体の委員会は「以下の示唆を十分に考慮するように要請」というところで、初期資源の20%とか、緊急ルールというような提言がなされているんですけども、水産庁としては、この提言に対しどのようにお考えになっているのでしょうか。

○松岡会長 審議官、お願いします。

○太田審議官 その上のほうで説明しましたけれども、遅くとも2034年までに初期資源の20%までというのは、ある意味、次期中間目標の1つの候補として挙げられるわけですが、その次期中間目標をどうするかということについて、いろいろと科学的な検討が必要なので、それをそのISCにお願いしていて、その結果が4月のステークホルダー会合で説明があるということですので、まずはその結果を見て、かつ、そのときに関係者の方から出された意見も踏まえて、果たしてこの2034年までに初期資源の20%まで回復させるということが、次期中間目標として適当なのか、また実施可能なのかということを検討していきたいというふうに思っております。

緊急ルールにつきましても、ISCに対して、この下に書いていますような加入量の著しい低下とか、低下に伴うリスクについて定義するよう要求というのがありますので、これもISCからの回答を見ないとなかなか検討しづらいと。ただ、私が理解する限りでは、これに対する回答は4月のステークホルダー会合では披露されないというふうに理解しております。

いずれにしても、8月の北小委員会のときには、この緊急ルールに関する検討結果についてもISCから回答が示されるというふうに理解しております。

以上です。

○松岡会長 高成田委員。

○高成田委員 資源管理の数字をめぐって、歴史的な中間値まで回復という考え方と、初期資源の何パーセントという考え方があるようですが、水産庁は基本的にはどちらを重視されているのでしょうか。

○太田審議官 参考資料の38ページをご覧ください。こちらは太平洋クロマグロの親魚資源状況の推移を示したグラフでございまして、最新の資源評価は去年の資源評価ですけれ

ども、先ほど言いましたように、資源評価というのは2年前のことまでしかわからないので、去年の資源評価では、2014年の1万7,000トンという数字までしかわからないわけです。

それで、このグラフからわかるのは2つあって、まず、水準としては依然として非常に低いということ、ただし2010年から4年連続、資源は増加傾向にありますという、その2つの点です。それで、上の囲みで書いていますけれども、その1万7,000トンというのは初期資源量と言われているものの2.6%しかないわけです。WCPFCの本会議に行ったときは、この2.6%という言葉が頻繁にほかの国から言われて、その初期資源の2.6%というのはもう異常な数字ですと。こんな状況にあっていいんですかということと言われたわけです。

それで、その点線で引っ張っているのが歴史的中間値の4万1,000トンということなんですけれども、どちらがいいかという話ではなくて、とりあえず今の我々の目標というのはこの4万1,000トンになるべく早く到達しましょうと。その20%という話は、そこに到達した後の次の目標として、何がいいかということの1つの候補でございまして、歴史的中間値に達した後に、その初期資源の20%がいいのかどうかという話は、先ほど申し上げましたようにISCの検討結果を見て議論していきたいというふうに思っております。

○高成田委員　こういう資源の評価では、極めて低い水準になったときには、例えば禁漁とか相当厳しい措置をとらなければいけないという考え方が一般的だと思うんですけれども、この2.6%という数字だけを見れば、これはとんでもない数字だと。もう直ちに今日からやめましょうというような数字だと思うんですけれども、このあたりの評価はどんなふうにお考えになっているのでしょうか。

○太田審議官　まさに漁業をやめろということを経済団体なんかは言っていて、これだけ低いのであれば2年間、太平洋クロマグロを獲るのを一切やめましょうということをおっしゃっています。

ただ、漁業をやめろというのは簡単ですけれども、先ほども言いましたように、いかにせん日本の国内、関係者がものすごい数ですので、2年間クロマグロ獲るのをやめてくださいと言って、どれだけの社会経済的影響があるかということを見ると、なかなかそれも簡単ではないのではないかと思います。

そういう中で、どういうふうになれば非常に効率的に資源を増加させることができるかということをお考えた結果として、小型魚の半減という措置が出てきているわけです。

それで、次の39ページの上のほうにグラフが載っていますけれども、これは大型魚を減らした場合と、小型魚を減らした場合、どちらが効果が高いのかということを示したグラフですけれども、大型魚を1割減らしても余り現行措置と変わりませんが、小型魚を1割減らすとグラフがずっと上のほうに、この青のグラフですけれども上がるのがわかるように、非常に回復の効果が高いということが科学的にわかっています。

よく親を保護しなければいけないのではないかと、ということと言われるわけですが、太平洋クロマグロの場合は非常に特殊な点が幾つかございまして、1つは尾数で考えた場合、約98%が小型魚を獲っているということで、ほとんど親になる前に小型魚を獲っていますので、そこをまず親になる魚を増やしてやるだけで相当効果があるわけです。

もう一つは、通常は親が増えれば子も増えるというふうに思われますが、これまで得られたデータによると、親と子の関係が明確でございませぬ。だから、親を増やせば子も増えるということがわかっているのであれば、当然、親も保護すればいいわけですが、そのところが明確でございませぬので、小型魚を保護したほうが効果が高いという結果になっております。

ということで、保護のためには、それは当然漁業をやめればいいのはわかっておりますが、なかなかそれが難しいので、その中でどういうふうにしてなるべく早く資源を増やしていけるかということを考えながらやっているというふうにご理解いただければと思います。

○松岡会長 高成田委員、よろしゅうございますか。

○高成田委員 こういう資源状態の厳しい魚種の管理はとても難しいことはよくわかります。それで、ほかの諸国の例を見れば、基本的には漁獲圧力を減らすというか、あるいはもっと端的に言えば、漁業者の数を減らしていくという措置が必要だろうと思います。

現状でいえば2万隻を超える漁船があるなかで、資源を確保するのが難しいのであれば、やはり減船ということも含めて対応していかざるを得ないのではないかと思います。単に漁業者に、漁獲量を守れというふうに押しつけるだけではなくて、漁業政策全般の中で、漁業者の生き残る経営を考えるということで、減船も含めて対応することが必要だと思えます。そういう発想をしていかないと、漁業者ばかりに獲るな、獲るなということになり、そうなってくると小さなパイの食い合いになって、さらに厳しい状況になっていくだろうし、違反も出てくるだろうと思います。だから、漁獲量ばかりでなく経営も含めての包括的というのか全体的、総合的な施策を考えていただきたいというご要望を言いたいと思

ます。

○松岡会長 今のご発言は、ご要望ということで承ってよろしいですか。はい、船越委員。

○船越委員 この参考資料の、今出てきました38ページにクロマグロの親魚資源状況を示した図がありますけれども、ざっと過去半世紀を見てみますと、1962年の16万トンを一ピークに、1984年の歴史的最低値まで一方的に減っておりまして、その後、84年から96年まで増加していますね。現在、2010年の1万トンのところから若干上向きかけていますが、国際会議において決められた漁獲量の削減によって、資源をコントロールしようとしているわけですが、前回の広域漁業調整委員会で、伊勢、三河のイカナゴが、海が非常に変わってきたということで、漁業始まって以来の全面禁漁になっているわけですが、このクロマグロの生息環境とかそういう環境の問題というのは、どういうふうに解析されているのかというのが、いま一つ、きょうの説明の中で無かったんですね。

今言いました、過去半世紀でも減少期、増加期、減少期、最近もやや増加期、それぞれの節目において、例えば1984年から96年、これは漁獲量が上がっているわけですが、このときはどういう理由で上がったのか。つまり漁獲コントロールが効いて、この資源が上向いたのか。そのあたりが明確になっていないと、やはり漁業者の方というのは非常に日々生活に追われて、漁獲規制ということではやっぱり、確かに積立ぷらすとかの制度がありますけれども、生活が立ち行かないというのがおそらく現状だろうと思います。

ですから、国際会議において、クロマグロの資源変動の中に、近年、日本の沿岸で問題になっている温暖化等も含めて、環境の影響というのはどの程度、例えば数量的に明確になっているのか、説得力あるものなのか。この漁獲量の規制が果たして資源のコントロールにつながっていくものなのか、漁業者の方がそれについて確信が持てるのかどうか。そのあたりのきちっとした説明がないと、やはりきょう各県からお詫びの言葉もございましたけれども、やっぱり現場の方の抱えている問題というのは、もう少しきちっとした説明がないと納得しないのではないかなと思いますので、今言いましたような減少期、増加期、特に増加期において、どういうものがきっかけになってこれは増加に転じたのか、そのあたりがもしわかっていれば説明していただきたいと思います。

○太田審議官 その下のグラフを見ていただきたいんですけども、基本的に規制が入ったのは最近でございますので、その前は基本的に規制がないというふうに思っていたいで、では何でこんなに変動していたかという、一番効いているのは加入でございます。

それで下のグラフを見ていただければわかりますが、クロマグロの場合、加入の変動が

非常に大きいです。例えば1950年代、3,000万尾を超えるような加入がありましたけれども、例えば最近で非常に悪かった2014年で、ここの加入というのは400万尾を切っています。360か70万尾だったと思いますけれども、非常にこの加入の変動が激しくて、卓越年級群が出た後は、当然のことながら同じ漁獲努力量でも獲れる量が多くなるということです。

では、この発生の変動は何で起こるのかということにつきましては、そこはまだ明確なことはわかっておりません。ただ、当然生まれたときの温度とか、塩分とか、海流の関係とか、そこにいた餌の量とか、そういうことが効いて加入の量に大きな影響を与えているんだろうということでございます。

それで、この加入が非常に重要でございますので、これを見るためのモニタリング調査を行っております、その結果につきましては年4回水産庁のホームページで発表しているわけでございますけれども、もうちょっと理想的な話をすると、この加入が幾ら出ることがわかったことによって、この先その資源がどれだけ利用できるかというのがわかるわけですから、この加入量とその後の漁獲量をダイレクトに結びつけるような話ができれば、より科学的な管理ができると思うんですけれども、ちょっとそこまでは今は段階が至っておりません。ただ、さきほどご説明しました緊急措置というのがございましたけれども、あれはある意味そういう発想に基づいたものでございまして、加入が悪いのが例えば2年とか続けば、当然その後、その資源は減ることが予想されるわけですから、じゃあその時は緊急的に減らしましょうと、そういうような発想でございます。

余りお答えになっていない部分もあるかもしれませんが、我々としても、この加入の変動自体は、これはもう人間が制御できるものではございませんので、なかなか難しいんですけれども、加入の状況に合わせてなるべく資源を上手に管理できるようにしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○松岡会長 今、船越委員のご質問の中で、漁獲量の規制がこういった資源の回復にどの程度影響しているかというようなご質問がありましたけれども、その辺は。

○太田審議官 例えば80年代後半から90年代にかけてふえたというのは、これは別に規制があったわけではなくて、これは加入が良かったから獲れるようになった、というふうに理解しております。

ただ、今後の話としましては、まさに小型魚半減みたいな話があるわけですから、今ま

でだったら加入が良くて、たくさん魚が来たらその分獲っていたところを、上限がかかるわけですから、当然その漁獲の制限の分だけ資源が回復するというふうに我々としては考えております。

○船越委員 例えば、歴史的最低点から1996年にかけて増えているわけですがけれども、私がお聞きしたいのは、その国際会議において、これがどうして増えたかという、そういう総括がきちっとされていればそれを教えていただきたいということでもあります。

○太田審議官 それは、さっきご説明しましたように、加入が増えれば当然資源も増える。当然その増えた分を全部獲ってしまったら増えないわけですがけれども、加入が良くて増えた分を全部獲らなければ、その分増えていくという、そういうことです。

○船越委員 クロマグロの生息環境についての研究の紹介とか、そういう議論が国際会議の場であったのかないのか、ということはどうなんですか。

○太田審議官 それは産卵場とかという意味ですか。

それはちょっと私も余り明確に覚えていませんけれども、そういう調査研究はやっていて、そういうことをやった結果というのは発表されていると思いますけれども、すみません、今、私の手元に詳しい話がございませんので、ちょっとちゃんとしたお答えができません。すみません。

○松岡会長 そのほかの委員の方、いかがでございましょうか。

○高成田委員 資源管理に関連しての、この統計の処理の仕方ですが、各県に要請して調査をして、必要に応じて水産庁も共同でということ、理解できましたが、クロマグロというのは一尾一尾が価値のある魚なので、漁獲全体を水産庁がもっと直接的に把握することができないのかなと思います。技術的には無理だということのかもしれませんが、今のいわゆるビッグデータの管理なんていうことを考えれば、各漁船が何日に何トンのクロマグロを獲って、どこに水揚げしたという、そしてそれがマーケットを通じてどこに流れていたかというのをフォローしていくということは、そんなに難しいことではないように思うんですね。

それを、漁協にお任せする、そして県にお任せする、そして水産庁も全体を統御するというのは、仕組みとしてはよくわかるのですが、もう少し全体を把握して、入りと出を管理するということが水産庁のようなところでできないのかなと。そうしたらもっとすっきりと色々な形での施策も打てると思いますし、もちろん国際的にも胸を張ってちゃんと管理をしていますよということを言えると思います。要望ですが、技術的には難しいのか

ということを、伺いたいと思います。

○松岡会長 ありがとうございます。

確かに先ほどの違反とか、報告の未集計の問題とか、やはり時間の時差があるから起きている問題もあると思うんですね。その辺、もう少し迅速な統計の処理ができないかどうか。例えば、陸上で最近よく話題になるトレーサビリティの問題とか、そういうものを生産者が実際に今現在どれくらい獲っているのかを迅速に集計するようなシステムができないかどうかと、こういうことですね。

○高成田委員 ヤマト運輸なんか、毎日、ものすごい量の荷物がいまどこにあるかわかるようになっていきますよね。

○松岡会長 そうですね。その辺の知見を事務局よろしくお願いします。

○藤田管理課長 ありがとうございます。

おっしゃる部分はまさしく課題だというふうに認識をしております。現実問題といたしましては、大きい港といいますか、大きい港に大きい船が揚げる分は、大体の大まかな部分は捉えるのが割としやすいのですけれども、今回のクロマグロのように2万2,000隻ぐらいの船が、全部が稼働しているということではないと思うんですが、小さな港で必ずしもそれが産地市場としてやっているところでないところにも陸揚げをし、運んでどこかの市場で換金されるというような実態があるものは、全体を瞬時にといいますか、把握するというのがなかなか難しいというのが現状でございます。今後、やはりそういう意味では、TACを実施していく上でも、そういったものをなるべく早く把握するということが重要になるだろうというふうに考えておりました。その点は引き続き、都道府県なり、関係の漁協なり、漁業者さんの意見を伺いながら進めたいというふうに考えております。

○松岡会長 ありがとうございます。

そのほか、委員の方でご意見、ご質問等ございますでしょうか。

先ほど、中野委員、木下委員、ご質問がありまして、それぞれ水産庁から説明がありましたけれどもよろしいですか。

○木下委員 はい。さっきの意見は、検討をお願いしますということです、漁業者の意見として。

○松岡会長 そのほかの委員、特にございませんでしょうか。特にないようでしたら、次の議題に移らせていただきますがよろしいですか。

それでは、次の議題4でございます。議題4は、平成29年度資源管理関係予算の概要に

ついてということで、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（竹越） お手元の後ろから2枚目の49ページでございます。資料4で「平成29年度予算の概要」ということで、政府予算案で概算決定した、今まさに国会でご審議いただいている内容となっております。

資源管理・資源調査の強化ということで、43億4,100万円という形で概算決定というものになっております。ポイントといたしましては、資源評価の精度向上を図るための資源調査、研究、こういったものの充実を図る予算という形になっております。

1点だけご説明いたしますと、50ページ、後ろ側の7番のところに、太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業ということで、今回、新規として3,000万円で概算決定を受けております。

内容的には、国際合意されたクロマグロに関しまして、定置網の混獲回避のための漁具改良等を支援するという形でございます。現在、農林水産省の中に技術会議事務局というところがございまして、その中で東京海洋大学を中心に、青森の定置網漁業者と協力しながら様々な技術開発をやっていただいていますけれども、そういった結果も踏まえながら、実証事業のようなイメージで漁具改良を着実にやっていきたいというふうに考えてございます。

そのほか種々、調査関係、資源管理関係の予算の内容となっております。以上でございます。

○松岡会長 ありがとうございます。

ただいま平成29年度、来年度の資源管理関係の予算の説明がございましたけれども、何かご質問、ご意見ありましたらお受けしたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

特によろしいでしょうか。資料4を見ますと、43億と、昨年に比べて40億から大幅に増えておるわけでございます。皆様ご承知かと思えますけれども、今、水産関係の予算というのは非常に厳しい状況でございまして、前年のどおりが当たり前の時代でこういう予算、資源管理、資源調査の強化ということで予算が確保されているということは、非常に頑張っていた成果ではないかと思っております。引き続き、平成30年度もひとつよろしく願いいたします。

何かほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

今までの議論を通じて、その前の議題についてでも結構でございますけれども。お時間

は若干あるようでございますけれども、いかがでございますか。

○大川委員 先ほどのマグロのところの議論だったんですけれども、今期は特別かもしれませんが、今、資源量があって、茨城の沖でも結構姿が見えて、漁業者とすれば獲りたくなるという心情は非常にわかるところでして、ただ、そこで自肅要請が出て我慢しているときに、プレジャーボートや、ほかの県の漁船によって自県の沖で獲られているというような、漁業者の感情として非常に不満が出てきてしまうところが見受けられまして、そういう話もございましたので、今後これを進めていくときに、制度の熟成というか、そういうのを進めるときには何らかの配慮をされるようお願いしたいと思います。

○松岡会長 ありがとうございます。

今の発言について特によろしいですか。事務局、プレジャーボート等の問題など。

○藤田管理課長 ありがとうございます。

プレジャーボートとか遊漁船による漁獲につきましても、今現在は漁業者の方も自主的な取組ですので、漁業者の方の取組に協調するように、ご理解いただくようにということで、広報を我々のほうもさせていただいております。引き続き、それは協力を求めているというふうに考えております。

さらに、後者のほうにつきましては、これまでもお互いさまでしょうと。各県の漁業者の方にはですね。やはり自分の沖といいますか、土地の近い人が自肅している中で、ほかの県の人に来て獲ると、感情的にはなかなか理解されがたいでしょうということで、そこはお互いさまだから、できるだけ配慮をしてくださいということをお願いしてきております。

もしそういう話がありますれば、我々のほうもできるだけ漁民の方が感情的にならないように、できるところまで調整をやらせていただきたいというふうに考えております。

ただ、今後の問題といたしまして、T A Cにする場合には公的規制でございますので、管理といたしましてはそのプレジャーボートも管理の対象に入るというふうに考えております。

○松岡会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○大川委員 よろしく願いいたします。

○松岡会長 それでは、特にないようでしたら、その他ということで議題が設定されております。これにつきましては、事務局からは特に報告事項は特にないということでございますので、皆様方から何かその他ということで、ご発言がありましたらお願いしたいと思います。

います。

○松野委員 この機会ですので、福島県の状況を簡単に報告させていただきます。

東日本大震災や東京電力福島県第一原発爆発以来、もはや6年になる状況の中で、福島県はまだ本操業を自粛ということで今現在あります。

その中で、国から安全性を確認された、今、試験操業対象魚種ということで、97魚種を試験操業により出荷しているわけであります。

さらに、それは20キロ圏外で試験操業をやっておりまして、今回20キロ圏内のがれき撤去も終わったということで、3月から漁場拡大ということで20キロを10キロにして、10キロから試験操業を、3月1日から試験操業をやるということで、対象魚種に関してはコウナゴということで始めるということで、あとの底魚については今後順序を検討しながらやっていくということで、そのような状況で福島県の漁業者は本操業に向けて一生懸命頑張っているという状況であります。

以上です。

○松岡会長 ありがとうございます。

対象水域も少し、10キロになったという新聞報道も読ませていただきましたし、試験操業対象魚種もふえているということでございます。大変かと思えますけれども、引き続き頑張ってくださいと思います。

○松野委員 よろしくお願ひします。

○松岡会長 そのほか、何かございますでしょうか。

畠山委員、お願ひします。

○畠山委員 このごろトランプ大統領も、それから小池百合子知事も、ファーストという名前をよく使うようになりましたね。どこでもファースト。ぜひ、水産庁も漁民ファーストでいろんな行政をやっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○松岡会長 貴重なご意見をいただきました。

そのほか委員の皆様、何かご意見ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、引き続き次回の委員会の開催予定を事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○事務局（竹越） 事務局です。

次回は例年どおり、今年11月ごろに次回委員会を開催したいと考えております。日時や場所につきましては、各部会との関連もございますので、会長及び委員の皆様のご都合を

お聞きしながら追ってご連絡したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○松岡会長 次回は例年どおり、11月ごろということでございます。委員の皆様方にはよろしく願いしたいと思います。

それでは、委員各位、ご臨席の皆様におかれましては、議事進行へのご協力、貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。

事務局におかれましては、本日いただいたご意見を踏まえまして、今後の委員会の運営に活用していただきたいと思っております。

なお、議事録署名人に指名させていただきました大分県の小野委員、それから農林水産大臣選任委員の本間委員のお二方には、後日、事務局から議事録が送付されます。よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして第26回太平洋広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

15時01分 閉会

以上は、審議内容と相違ないことを認め、署名押印する。

会 長

議事録署名人

議事録署名人